

薬生食輸発0417第2号  
平成31年4月17日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産オオバコエンドロのテブコナゾール、ピリダベン、フェンブコナゾール、  
プロフェノホス及びヘキサコナゾール並びに中国産にんじんのキントゼン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:平成31年  
4月12日付け薬生食輸発0412第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実  
施しているところである。

今般、ベトナム産オオバコエンドロ及び中国産にんじんの輸入時のモニタリング検査  
において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があ  
ったことから、ベトナム産オオバコエンドロのテブコナゾール、ピリダベン及びフェン  
ブコナゾール並びに中国産にんじんのキントゼンに係るモニタリング検査の頻度を30%  
に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食  
品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製  
造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、検査命令の対象としたことから、ベトナム産オオバコエンドロのプロフェノホ  
ス及びヘキサコナゾールについてはモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除  
することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

| 検査強化日          | 対象国・地域 | 対象品目                                   | 検査項目                    | 製造者、製造所、<br>輸出者及び包装者                           |
|----------------|--------|--|-------------------------|--|
| 平成31年<br>4月17日 | ベトナム   | オオバコエンド<br>ロ及びその加工<br>品(簡易な加工<br>に限る。) | 残留農薬<br>(テブコナゾー<br>ル)   | VINAF IMPORT EXPORT TRADING<br>COMPANY LIMITED |
|                |        |  | 残留農薬<br>(ピリダベン)         | VINAF IMPORT EXPORT TRADING<br>COMPANY LIMITED |
|                |        |  | 残留農薬<br>(フェンブコナ<br>ゾール) | VINAF IMPORT EXPORT TRADING<br>COMPANY LIMITED |
|                | 中国     | にんじん及びそ<br>の加工品(簡易<br>な加工に限る。)         | 残留農薬<br>(キントゼン)         | SUPESON INDUSTRIAL CO.,<br>LTD.                |